

(資料三)

令和元年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例	1
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1
知事等の給与の特例に関する条例	2
島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する 条例	2
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	7
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	7

令和元年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第79号議案

行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

工業標準化法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 行政不服審査法施行条例
- (2) 島根県手数料条例
- (3) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

第80号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政が厳しい状況にあることに鑑み、引き続き行財政改革に取り組む必要があることから、知事等の退職手当の減額を行うものとする。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事及び副知事の退職手当を令和5年4月29日までの間、次の減額率により減額すること。

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の5

3 施行期日

公布の日から施行する。

第81号議案

知事等の給与の特例に関する条例

1 提案理由

県財政が厳しい状況にあることに鑑み、引き続き行財政改革に取り組む必要があることから、知事等の給与の減額を行うものとする。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 減額率

区 分	減 額 率
知事	100分の10
副知事	100分の8
教育長、常勤の監査委員及び病院事業管理者	100分の6

(2) 減額期間

この条例の施行の日から令和5年4月29日まで

(3) 令和元年12月に支給する期末手当について、所要の調整を行うこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第82号議案

島根県手数料条例及び警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、県が徴収する手数料の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 島根県手数料条例の一部改正

ア 消防法関係手数料

危険物取扱者試験に係る手数料の額の改定

㊦ 甲種危険物取扱者試験

改 正 前

改 正 後

6,500円	6,600円
--------	--------

(イ) 乙種危険物取扱者試験

改正前	改正後
4,500円	4,600円

(ウ) 丙種危険物取扱者試験

改正前	改正後
3,600円	3,700円

イ 火薬類取締法関係手数料

丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
17,000円	18,000円

ウ 高圧ガス保安法関係手数料

(ア) 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の額の改定

a 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円(8,500円)	9,300円(8,800円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

b 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
8,400円(7,900円)	8,700円(8,200円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

c 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円(8,500円)	9,300円(8,800円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

d 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
9,000円(8,500円)	9,300円(8,800円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額
 e 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験

改正前	改正後
8,400円(7,900円)	8,700円(8,200円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額
 (イ) 高压ガス販売主任者試験に係る手数料の額の改定

a 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験

改正前	改正後
7,600円(7,100円)	7,900円(7,400円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額
 b 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験

改正前	改正後
6,000円(5,500円)	6,200円(5,700円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額
 工 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

液化石油ガス設備士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
20,700円(20,200円)	21,400円(20,900円)

()内は電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額
 才 毒物及び劇物取締法関係手数料

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経路に関する
 手数料の額の改定

改正前	改正後
20,600円	20,700円

カ 採石法関係手数料

採石業務管理者試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
8,000円	8,100円

キ 電気工事士法関係手数料

㍑ 電気工事士免状の交付に係る手数料の額の改定

a 第1種電気工事士免状

改正前	改正後
5,900円	6,000円

b 第2種電気工事士免状

改正前	改正後
5,200円	5,300円

㍒ 電気工事士免状の再交付に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,600円	2,700円

㍓ 電気工事士免状の書換えに係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,000円	2,100円

ク 職業能力開発促進法関係手数料

技能検定試験の実技試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,900円以内において知事が別に定める額	18,200円以内において知事が別に定める額

ケ 建築士法関係手数料

㍑ 二級建築士又は木造建築士の免許に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
19,200円	19,300円

㍒ 二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,700円	17,900円

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料

ア 特定遊興飲食店営業の相続に係る承認に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
1件につき 8,600円	1件につき 8,700円

イ 特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
1件につき 11,000円	1件につき 12,000円

ロ 特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認に関する手数料の額の改定

改正前	改正後
1件につき 11,000円	1件につき 12,000円

イ 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料

ア 許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び災害により許可済猟銃を亡失等した者で当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失った日から起算して1月を経過しないもの以外の者に対する講習に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1講習につき 6,800円	1講習につき 6,900円

イ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
1講習につき 12,300円	1講習につき 12,700円

ロ 年少射撃資格の認定のための講習に係る手数料の額の改定

改正前	改正後

1 講習につき	9,700円	1 講習につき	9,800円
---------	--------	---------	--------

ウ 警備業法関係手数料

機械警備業務管理者講習に係る手数料の額の改定

改 正 前		改 正 後	
1 講習につき	38,000円	1 講習につき	39,000円

3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

第83号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県証紙特別会計の対象事業の改正

改 正 前	改 正 後
証紙発行事業（証紙代金収納計器による収納事業を含む。）	証紙発行事業（証紙代金収納計器による収納事業（自動車税の環境性能割及び種別割に係るものに限る。）を含む。）

3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

第84号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
大輪団地	松江市

3 施行期日

規則で定める日から施行する。